

過疎地域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

佐賀県知事 古川 康

## 佐賀県条例第二十二号

### 過疎地域における県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、過疎地域内において、製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に対する県税の課税免除に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する過疎地域（法第三十三条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。
- 二 情報通信技術利用事業 法第三十条に規定する情報通信技術利用事業をいう。
- 三 特別償却設備 過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号。以下「省令」という。）第一条第一号イに規定する特別償却設備をいう。

(県税の課税免除)

第三条 知事は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、次の各号に掲げる県税の税目に応じ、当該各号に定める税額の課税を免除することができる。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる税額

イ 省令第一条第一号イに規定する期間内に、過疎地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第二条第一項の規定により計算した額に対して課する税額

ロ 過疎地域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）の属する年以後の各年のその者の所得に対して課する税額

二 不動産取得税 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額

三 固定資産税 特別償却設備である大規模の償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額

2 前項の規定により課税を免除する期間は、同項第一号イに定める税額に係る事業税にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得又は収入金額に対して事業税を課すべきこととなる年度以降三箇年度、同号ロに定める税額に係る事業税にあっては当該事業税の課税免除を最初にした年度以降五箇年度、固定資産税にあっては最初に固定資産税が課されることとなる年度以降三箇年度とする。

（課税免除の申請）

第四条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定める期限までに、知事に申請しなければならない。

（課税免除の適用除外）

第五条 知事は、第三条の規定による課税免除を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による課税免除はしないものとする。

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）その他の規則で定める公害防止に関する法令又は佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成十四年佐賀県条例第四十八号）に違反した場合において、設備の改善その他公害の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ぜられたにもかかわらず、これに従わないとき。

二 前条の規定による課税免除の申請に係る特別償却設備の設置に関し、県

又は市町と締結した契約、協定等に違反した場合において、県又は市町からその履行を求められたにもかかわらず、その履行をしないとき。

（佐賀県行政手続条例の適用除外）

**第六条** 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 佐賀県行政手続条例第三条又は第三十四条第三項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第三十四条第二項及び第三十五条の規定は、適用しない。

（補則）

**第七条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

2 第三条第一項（同項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年三月三十一日以前に新設され、又は増設された特別償却設備については、適用しない。

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効に伴う経過措置）

3 失効前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二十五号。以下「旧条例」という。）第二条第一項に規定する過疎地域内において、旧条例第三条第一項第一号イに規定する特別償却設備を平成二十二年三月三十一日以前に新設し、若しくは増設した者に対して課する事業税、同項第二号に規定する家屋若しくはその敷地である土地の同日以前の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手（同年四月一日以降の着手を含む。）があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税又は同項第三号に規定する大規模の償却資産を同年三月三十一日以前に取得した者に対して課する固定資産税の課税の免除については、旧条例の規定の例による。

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「平成十二年佐賀県条例第二十五号」を「平成二十二年佐賀県条例第二十二号」に改める。

一 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十五年佐賀県条例第七号) 第二条第二項

二 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十七号) 第二条第二項

(この条例の失効)

5 この条例は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則第四項（原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第二条 略</b></p> <p>2 この条例において「特定設備」とは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する製造業等の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備（以下単に「対象設備」という。）を含むもので、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年佐賀県条例第二十二号）第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第二条 略</b></p> <p>2 この条例において「特定設備」とは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号。以下「省令」という。）第一条第一項第一号に規定する製造業等の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備（以下単に「対象設備」という。）を含むもので、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二十五号）第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。</p>

附則第四項（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第二条 略</b></p> <p>2 この条例において「特別償却設備」とは、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号。以下「省令」という。）第一条第一号に規定する特別償却設備のうち、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年佐賀県条例第二十二号）第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第二条 略</b></p> <p>2 この条例において「特別償却設備」とは、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号。以下「省令」という。）第一条第一号に規定する特別償却設備のうち、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二十五号）第三条第一項又は離島振興対策実施地域における県税の課税</p>

改正後	改正前
<p>税免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。</p>	<p>免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第三条第一項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。</p>